

# 富洲原中だより

富洲原中学校通信 No.30



令和8年1月26日

## いじめ防止基本方針の改定

学校・家庭・地域が一体となって、いじめを決して許さない学校づくりを進めるために策定した本校の「いじめ防止基本方針」について、令和7年度の「四日市市いじめ防止基本方針」の改定を受け、改定しました。

改定にあたり、項目が箇条書き中心で、章立てが明確でなかったこれまでの構成から、章立て構成（第1章～第4章）に整理し、市の「いじめ防止基本方針」に沿った構造とすることで、制度的・法的整合性と読みやすさの向上を図っています。

この基本方針に基づき、学校内外を問わず、いじめを決して許容しない立場を明確にし、生徒の生命・心身を守ることを最優先として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みを推進します。

富洲原中学校ホームページ「いじめ防止基本方針」へのリンク

[https://www.yokkaichi.ed.jp/~tomisu/cms2/htdocs/?page\\_id=134](https://www.yokkaichi.ed.jp/~tomisu/cms2/htdocs/?page_id=134)



### いじめ防止基本方針 改定による主な改善点（概要）

- 1 市の「いじめ防止基本方針」の改定を受け、内容を見直しました。
- 2 いじめを決して許さない姿勢をより明確にしました。
- 3 学校内外を問わず、生徒の生命・心身の安全を最優先とすることを明示しました。

### いじめの捉え方の明確化

- ・いじめの定義を明文化し、インターネット上の行為も含めました。
- ・「どの生徒にも起こり得る」「重大な人権侵害である」ことを共通認識としました。

### 早期発見・早期対応の強化

- ・いじめの疑い・兆候・小さな訴えでも必ず共有する体制を明確にしました。
- ・アンケート、スクールライフノート、日常の見守りなどを通じ、いじめを積極的に把握します。
- ・被害生徒の安全確保を最優先に、迅速な初期対応を行います。

## 組織的な対応の徹底

- ・管理職を中心としたいじめ防止対策委員会による組織対応を明確化しました。
- ・情報を記録・共有し、一貫した支援・指導を行います。

## いじめが「解消した」と判断する基準の明確化

- ・行為が止まっていること（概ね3か月以上）
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
→ この2点を満たして初めて「解消」と判断します。
- ・解消後も継続的に見守りを行います。

## インターネットいじめへの対応強化

- ・情報モラル教育の充実を図ります。
- ・家庭と連携し、スマートフォン等の利用ルールづくりを進めます。

## 相談・連携体制の充実

- ・校内外の相談窓口を整理しました。
- ・匿名で相談できる【いじめ相談アプリ「STANDBY」】の活用を周知します。
- ・家庭・地域・関係機関と連携し、学校だけで抱え込まない対応を進めます。

## インターネットいじめへの対応強化についてのお願い

### 生徒のみなさんへ

スマートフォンやSNSは、使い方によっては人を傷つけたり、自分が傷ついたりすることがあります。

家庭のルールを守り、困ったときはひとりで抱え込まず、大人に相談しましょう。

### 保護者のみなさまへ

スマートフォン等をめぐるトラブル防止のため、家庭内の利用ルールづくりと見守りへのご協力ををお願いいたします。

学校と家庭が連携し、生徒の安全な成長を支えていきたいと考えています。

The translated version of this Tomisuhara Junior High School newsletter is available on the school website. Please access it via the QR code.

